

四日市市プレミアム付商品券を発行します

■「プレミアム付商品券」とは

10月1日の消費税・地方消費税10%への引き上げが消費に与える影響を緩和することを目的に、住民税非課税の人・乳幼児のいる子育て世帯を対象に販売されるプレミアム付きの商品券です。

■購入できる人は

①非課税者

2019年度分の住民税（均等割）
が課税されていない人

ただし、下記に該当する人は除きます
・住民税が課税されている人に扶養されている人（生計を一にする配偶者、扶養親族など）
・生活保護の受給者など

申請が必要です
(申請期限12月2日)

住民税が未申告の場合、申告が必要となります。



②子育て世帯

対象児童（2016年4月2日～
2019年9月30日に生まれた子）
がいる世帯の世帯主

申請は不要です

購入引換券を9月末に郵送します。ただし、2019年8月1日～9月30日に生まれた児童の場合、購入引換券の発送が10月下旬になります。



非課税者1人につき、1冊5,000円の商品券を4,000円で5冊まで購入できます

対象児童1人につき、1冊5,000円の商品券を4,000円で5冊まで購入できます

①非課税者で、かつ②子育て世帯の世帯主（両方に該当する人）は
①②ともに商品券を購入できます

販売単位 1冊5,000円分(500円券×10枚綴り)の商品券を4,000円で販売。5冊まで購入可

購入限度額 ①非課税者は対象者1人、②子育て世帯は対象児童1人につき最大2万5,000円分（販売額2万円）

販売期間 10月1日(火)～2020年2月14日(金)

販売場所 三重銀行、百五銀行、第三銀行、北伊勢上野信用金庫の市内店舗

商品券が利用できる期間 10月1日(火)～2020年2月29日(土)

商品券が利用できる店（取り扱い加盟店）

商品券取扱加盟店を募集し、商品券販売時に店舗一覧を配布するほか、四日市市プレミアム付商品券実行委員会ホームページ（[HP](http://www.yokkaichi-cci.or.jp)<http://www.yokkaichi-cci.or.jp>）に掲載予定



プレミアム付商品券を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください
市・県・内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市民・消費生活相談室（☎354-8147）や最寄りの警察署（または警察相談専用電話 ☎#9110）にご連絡ください。

プレミアム付商品券 申請から購入、利用までの流れ

1 購入引換券の申請をする(①非課税者のみ)

- ・市から購入対象になると思われる人に申請書を送付します(8月9日発送予定)
- ・要件に該当する人は申請書に必要事項を記入して、同封の返信用封筒を使い、郵送してください
- ・申請期間：8月13日(火)～12月2日(月)

※②子育て世帯分の申請は不要

2 商品券の購入引換券が届く

- ・①非課税者については、購入引換券の申請内容を審査確認後、9月下旬以降に、順次、自宅(申請書記載の住所)宛てに購入引換券を送付します
- ・②子育て世帯については、9月下旬以降に、順次、住民票記載の住所・世帯主宛てに購入引換券を送付します

3 商品券を購入する

- ・三重銀行、百五銀行、第三銀行、北伊勢上野信用金庫の市内店舗で購入引換券・本人確認書類を示し、現金で商品券を購入してください
- ・商品券は5,000円単位(購入金額4,000円)で5冊まで購入できます
- ・販売期間：10月1日(火)～2020年2月14日(金)

4 商品券を使う

- ・商品券は、本市内での商品券取扱加盟店でご利用ください
 - ・利用期間：10月1日(火)～2020年2月29日(土)
- ※商品券は、代理の人でも使えます
※商品券の転売や譲渡はしないでください
※商品券は500円券。お釣りは出ません

購入方法や使い方など (Q&A)

Q. 申請書はどこで手に入りますか？

- A. 2019年1月1日時点で本市に住民登録があり、購入対象になると思われる人に郵送します。申請書が届かない場合は、住民税の申告が必要な場合がありますので、申請受付コールセンターへお問い合わせください。なお、子育て世帯分の申請は不要です。

Q. 商品券は全国共通なのですか？

- A. 四日市市内でのみ使えます。商品券が利用できる店舗にはポスター、ステッカーなどを掲示しますので、確認の上、ご利用ください。詳しくは、実行委員会ホームページや各地区市民センターなどの配架チラシをご覧ください。

Q. 購入引換券や商品券を紛失した場合、再発行してもらえますか？また、商品券が不要になった場合、返金してもらえますか？

- A. 再発行はできません。また、商品券の購入後は、払い戻し・返金は一切できません。商品券は期間内に使用してください。

Q. 自分で買い物に行けません。本人以外でも使えますか？

- A. 本人の代わりに別の方が買い物に行く場合でも使用できます。ただし、第三者への譲渡はできません。

問い合わせ先(8月1日から)

■購入引換券の申請、受け付け、発行に関すること

申請受付コールセンター(☎327-7033 FAX327-7036)

四日市市プレミアム付商品券事業担当(四日市市商工課内) [HP](https://www.city.yokkaichi.lg.jp)<https://www.city.yokkaichi.lg.jp>
(☎1561438668305)

■商品券の発行・販売、取扱加盟店の募集などに関すること

利用案内コールセンター(☎351-7720 FAX351-7730)

四日市市プレミアム付商品券実行委員会(四日市商工会議所内) [HP](http://www.yokkaichi-cci.or.jp)<http://www.yokkaichi-cci.or.jp>